

## 第3回 農業委員会定例総会

開催日時	令和7年12月18日(木) 午後1時34分～午後2時44分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席8名</p> <p>1番藤原 健祐 2番田村 和弘 3番森田 有紀          4番氏原 延 5番田村 公史 7番横畠 悅子          8番藤田 省三 9番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席11名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 森 正彦 永田 和道          中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章          田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席1名</p> <p>6番澤村 重隆</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席2名</p> <p>田村 営幸 邑田 昌平</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第1 開会</p> <p>第2 議事録署名委員選任</p> <p>第3 報告</p> <p>第4 議事</p> <p>第1号議案 農地法第3条に関する件</p> <p>第2号議案 農地法第5条に関する件</p> <p>第3号議案 非農地証明願に関する件</p> <p>第4号議案 農用地利用集積等促進計画に関する件</p>

	<p>第5号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p> <p>第6号議案 高知県農業振興地域整備基本方針の変更に関する件</p> <p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>
会長	<p>定刻になりましたので、これより第31回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の6番澤村重隆委員、農地利用最適化推進委員の田村啓幸委員、邑田昌平委員の3名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番氏原延委員と7番横畠悦子委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
藤本局長	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、18日は、本日の定例総会となります。</p> <p>また、今後の予定としましては、24日に佐川町農業関係機関連絡会が高岡農業改良普及所で開催される予定です。</p> <p>つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p>

	<p>なお、解約事由は所有者が耕作するためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書3件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望は45番のみあります。</p> <p>つづきまして、報告事項4. 時効取得1件について報告します。</p> <p>登記義務者、登記権利者、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件11件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりですが、42番は書類不備のため1月総会での審議となります。</p> <p>なお、41番と47番が贈与、49番が通行地役権の設定、それ以外が売買による所有権移転となっています。</p> <p>反当たりの土地代につきましては、39番が約22万円。40番が約137万円。43番が約51万4千円。44番が約114万5千円。45番が約73万円。46番が約53万2千円。48番が約9万2千円となります。</p>

通行地役権とは、ある土地の所有者が、自分の土地に入り出するため、他人の土地を通行する権利のことです。今回のケースで言うと、申請地の中に権利者の所有する墓地がありますが、その墓地は赤線や町道などの公道と面しておらず、墓地へ行くためには申請地である農地の一部を通路として利用する必要があります。

今回のケースでは、10月の総会において権利者から設定者へ売買による所有権移転を行っていますが、その際にこの通路のことを両者で了承したうえでのことであり、今回の申請は第三者への対抗手段として法務局での登記を希望していることから、3条による通行地役権設定での申請となりました。

今回、審査において許可として可決されましたら、法務局で登記を行い、全部事項証明書の中にその内容が記載されることになります。

通行地役権の設定でも、農地に対する権利設定となりますので、農地法第3条の許可が必要となります。通常の所有権移転等とは異なり、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等はありません。

42番・46番・48番・49番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
4番氏原委員	39番について報告します。申請地は●●●集落にあり、●●●●●から西へ約400m以内の所にあります。現在は水稻を稻刈り後の状態で、許可後は引き続き水稻を栽培する予定です。 譲受人は主にニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類については全て保有しています。 農作業には常時従事しており、地域との調和要件は問題ないことから、許可相当と判断しました。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案39番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案39番につきましては、申請のとおり決定しました。  つづきまして、第1号議案40番について、確認委員さんの報告をお願いします。
1番藤原委員	40番について報告します。申請地は●●集落にあり、●●●●●●●●から北へ約800mの所にあります。現在は露地で季節野菜を栽培中で、許可後も露地で野菜を栽培予定です。  譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は保有しています。  農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案40番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案40番につきましては、申請のとおり決定しました。  つづきまして、第1号議案41番について、確認委員さんの報告をお願いします。

味元推進委員	<p>41番について報告します。申請地は●●●集落で、●●●●●</p> <p>●から北東へ約180mの所にあります。現在は畠で季節物野菜を栽培中で、許可後は露地で季節物野菜を栽培予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する譲渡人である祖父と同居している兼業農家です。現在隣地に住宅を新築中で、農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類はリースしています。</p> <p>農作業には十分に従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案41番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案41番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案42番については、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、1月総会での審議に持ち越しとなります。</p> <p>つづきまして、第1号議案43番につきまして、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
山口推進委員	<p>43番について報告します。申請地は●●●●集落にあり、●●●●●●から●●をまたいですぐ西にあります。現在は稻刈り後に耕うんした状態です。許可後は水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。栽培に必要な農機具類は全て保有しています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案43番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案43番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案44番について、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	44番について報告します。申請地は●●集落内で、●●●●●から北西へ約50mの所にあります。現在は畠で季節物野菜を栽培中で、許可後は、●●●番●はトラクターやコンバイン等の農舎を建設予定です。●●●番●は露地で季節物野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案44番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案44番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案45番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
2番田村委員	<p>45番について報告します。申請地は●●●集落で、●●●●●●●から西へ約400mの所にあります。現在は畠で、許可後も畠で季節物野菜を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案45番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案45番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案46番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
田村幸生推進委員	<p>46番について報告します。申請地は●●●集落内で、●●●●●●●から●●●●を渡って北へ約100mの所にあります。</p> <p>現在は草刈りをし除草をしてそのままの状態で、許可後は露地で野菜を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家です。管理に必要な農機具は保有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案46番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案46番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第1号議案47番について、確認委員さんが欠席しているので、事務局の代理報告をお願いします。
藤本局長	47番について、報告委員である邑田推進委員に代わり、報告します。 申請地は●●と●●集落にあり、●●●●から半径600m以内の所にあり、●●の方は野菜、●●の方は水稻を栽培しています。許可後は野菜を栽培するとのことです。 譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類も保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	事務局から、確認委員の代理報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案47番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案47番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案48番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
4番氏原委員	<p>48番について報告します。申請地は●●集落内で、●●●●●●から北へ約200mの所にあり、現在は畠で、許可後はショウガを栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主にショウガを栽培する兼業農家です。今回新規就農となり、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案48番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案48番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案49番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
山口推進委員	<p>49番について報告します。申請地は●●集落で、●●●●●●から北へ約300mの所にあります。26年前から申請地部分は墓地への進入路として利用しており、そこ以外には赤線からの進入路が存在しません。</p> <p>通路の幅や位置、利用方法、条件については契約書に記載されており、対価は無償となっています。</p>

	以上のことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案49番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案49番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 土地代は543万円。坪単価にすると、約2万1千円となります。 農地区分は●●●●●から500m以内であることから、第2種農地と判断しました。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。  報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
1番藤原委員	5番について報告します。申請地は●●●集落にあり、●●●●●●●の隣接地です。東側は町道・宅地、西側は町道・宅地、南側は宅地です。関係者の承諾はいりません。 また、排水計画については北側の町道側溝に流す予定であり、進入路も確保できており、何も問題ありません。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第3号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の山崎勝彦さんが代理人となっています。  説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
2番田村委員	5番について報告します。申請地は●●●集落で、●●●●●●から西へ約450mの所にあります。現在は山林になっています。 判断理由としては、約17年前から耕作放棄となっており、木が沢山生えており、小さな川に遮られ進入路もないため、農地としての復旧は不可能だと認められることから山林と判断しました。 以上のことから、佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第3号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。 賃貸借権の設定で、賃料は1筆で3万円となります。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんが欠席しているので、事務局の代理報告をお願いします。
藤本局長	2番について、報告委員である田村宮幸推進委員に代わり、報告します。 申請地は●●●集落にあり、●●●●●から南へ約150mの所にあり、ハウスで植え付け準備中です。公告後はピーマンやナスを栽培するとのことです。 借受人は主にピーマンを栽培する専業農家で、農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類も保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第4号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。  つづきまして、第5号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。  事務局の説明を求めます。
藤本局長	第5号議案につきまして、説明をさせていただきます。地域計画に位置付けされております農地について、その農地を転用するにあたり、地域計画から除外したい旨の申出が、産業振興課へ提出されております。地域計画から除外する事務手続きとして、町から農業委員会に対し、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受けておりますことから、今回、町が変更しようとする部分についての目標地図の素案を、議案として提出させていただいております。  今回、変更する箇所や地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、ご確認ください。変更の理由としては、農地の一部を墓地に転用するため地域計画から除く、といったものです。  また、本議案が可決されました後は、町から農業委員会に対し、変更計画に係る意見聴取の手続きが行われますが、この意見聴取に対する回答につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定に基づき、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第5号議案につきましては、提案のとおり決定しました。  つづきまして、第6号議案高知県農業振興地域整備基本方針の変更に関する件を議題とします。  事務局の説明を求めます。
藤本局長	第6号議案につきまして、説明をさせていただきます。高知県では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく国の「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和7年6月27日に変更されたことを受けて、県が定める「農業振興地域整備基本方針」を令和7年度中に変更する予定で進めております。  この基本方針の変更に関して、県から町の方に、農業委員会等に資料を配布のうえ、変更案に対する意見を取りまとめて1月16日までに県へ回答するよう依頼があっておりまして、これを受けまして町から農業委員会に対し、基本方針の変更に関しての意見照会がありました。  お手元に変更前と変更後を比較した、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらをご覧になっていただき、何か意見がございましたら、農業委員会の意見として町へ回答させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。  【新旧対照表の内容について、変更箇所の概略を説明する。】  説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第6号議案につきまして、特段の意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	<p>賛成全員。よって、第6号議案につきましては、特段の意見なしとすることに決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>私の方から、5点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>報告事項1でお話ししました高岡郡協議会において、四万十町で8人の委員さんが購読申込みをしたことで、委員さんの購読率が100%になったとのことです。</p> <p>まだ購読されていない委員の方におかれましては、ぜひ購読をしていただきますようお願ひいたします。</p> <p>つづきまして、2点目としましては農地利用意向調査についてです。</p> <p>委員さん全員の調査結果が出揃ったことにより、12月1日付で利用意向調査を発出しました。</p> <p>一筆調査で判明した遊休農地の所有者等は904名で、そのうち、発送したのが昨年度より163名多い、585名となりました。</p> <p>585名の内訳につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>つづきまして、3点目は令和8年度改選に向けた動きについてです。</p> <p>来年、令和8年7月19日で皆様の任期が満了となります。新たな委員の募集に関しましては、町広報誌には2月号に掲載予定で、町のホームページには12月11日より公開しております。</p> <p>募集期間は令和8年2月2日から令和8年3月2日までの1か月間を予定していますが、募集期間中に定員に達していなければ募集期間を延長する予定です。</p>

皆様にはぜひ継続して委員をやっていただきますようお願ひいたします。

つづきまして、4点目は令和7年度農業委員会全員研修会についてです。

令和8年1月20日13時半より15時半に、佐川町役場でオンライン開催する予定です。

出欠の報告を農業会議へ行う関係上、12月25日までに事務局まで出欠の返事をお願ひいたします。

つづきまして、5点目は情報共有・意見交換です。

今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

会長 情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。

【特になし】

会長 その他、特ないようなので、これで第31回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、1月28日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名人：

議事録署名人：